

## 2 地方税制の動き（令和元年度）

## (1) 税制改正の方針

令和元年度の税制改正では、都市と地方の税収格差の拡大等を理由として、地方法人課税のいわゆる偏在是正措置が新たに講じられた。また、車体課税やふるさと納税制度について見直しが行われた。

## (2) 地方税制改正のあらまし

令和元年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

## ア 法人事業税

(ア) 法人事業税（所得割・収入割）の税率改正（\*暫定措置廃止後の税率）

（例）年800万超の所得割に係る所得割の税率

	改正前*	改正後
外形対象法人	3.6%	1.0%
外形対象外法人	9.6%	7.0%

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(イ) 特別法人事業税（国税）の創設

法人事業税所得割の税率2.6%相当額を都道府県が賦課徴収する。

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

(ウ) 特別法人事業譲与税の創設（令和2年度から譲与）

- ・ 特別法人事業税を人口で案分して都道府県に譲与
- ・ 普通交付税の財源超過団体に対し、譲与額の75%相当額（財源超過額を上限）を控除

## イ 個人住民税

(ア) 「ふるさと納税」の見直し

総務大臣は、以下の地方公共団体をふるさと納税（特別控除）の対象として指定する。

- 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
- aの地方公共団体が返礼品を送付する場合には、返戻割合3割以下の地場産品を送付している地方公共団体

※ 令和元年6月1日以後の寄附金から適用

(イ) 住宅ローン減税の拡充（消費税率引上げに伴う対策）

改正前10年間の控除期間を13年間とする。

※ 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住した場合に適用

(ウ) 未婚のひとり親に対する非課税措置の導入（令和3年度以後に適用）

児童扶養手当を受けている児童を有する父母のうち、現に婚姻をしていない者等（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加える。

## ウ 自動車税等

(ア) 自動車税種別割の税率引下げ

車 種		改正前	改正後	引下げ幅
（自家用乗用車） 総排気量	1,000cc以下	29,500円	25,000円	▲4,500円
	1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	▲4,000円
	1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	▲3,500円
	2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	▲1,500円
	2,500cc超	51,000円～	50,000円～	▲1,000円

※ 令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）に適用

## (イ) 自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し

区 分	改正前	改正後
電気自動車等 H32基準+20%達成車	非課税	非課税
+10%達成車		1.0%
達成車	1.0%	2.0%
H27基準+10%達成車	2.0%	3.0%
上記以外の車	3.0%	

※ 令和元年10月1日以後に取得した自家用乗用車（登録車）に適用

## (ウ) 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の見直し

- ・ 改正前の制度を令和3年3月31日まで2年延長
- ・ 令和3・4年度に取得した自家用乗用車における軽減対象を電気自動車等に限定

## (エ) 自動車取得税のエコカー減税について、軽減割合を縮小した上で、適用期限を令和元年9月30日まで延長する。

## (オ) 環境性能割の税率を1.0%分軽減（消費税率引上げに伴う対策）

※ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）に適用

## (3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

## ○ 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、令和元年度においても継続する。

## (4) 令和元年度東京都税制調査会答申の概要

令和元年10月31日、東京都税制調査会（以下「都税調」という。）は「令和元年度東京都税制調査会答申」を取りまとめ、知事へ提出した。

都税調は、地方分権の時代に相応しい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方を検討し、都の立場からだけでなく、地方全体の立場から提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

3年間を1期とする都税調において、令和元年度は第7期の2年目にあたる。令和元年度は、経済のデジタル化やライフコースの多様化など、社会経済の変化に伴う税制上の諸課題に対して、適正・公平な税制の観点から、国税及び地方税について検討を行った。そして、地方の立場では初めて、国際的な議論である「デジタル課税」について問題提起を行うなど、税制の見直しを通じて地方税財源の拡充を図ることで、都市と地方の共存共栄による日本全体の持続的発展につなげていくことを提言した。

以下、今年度の審議の成果をまとめた答申の概要を紹介する。

## ア 税制改革の視点

## (ア) 基本的視点

## a 少子高齢・人口減少社会

- (a) 我が国の高齢化率は28.4%。75歳以上人口が総人口に占める割合は14.7%と、65歳～74歳人口の13.8%を上回っている
- (b) 税と社会保険料を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性など、税制全体のあるべき姿について総合的に検討するべき
- (c) 東京都の人口も、2030年前後をピークに減少。2015年を起点とした高齢者人口の増加率は2020年代後半には全国平均を上回る
- (d) 巨大な大都市需要を抱える東京都において、近い将来、膨大な医療・介護等の財政需要が発生する

## b 将来を見据えた分権改革

- (a) 人口減少が進展する中で我が国全体が持続的に発展していくには、経済のグローバル化やデジタル化がもたらす様々な利益を都市も地方も享受することと、それを下支えする税財政制度の構築が必要

(b) 超高齢化という全ての地方自治体が直面する課題を克服するには、分権改革の一層の推進とその裏付けとなる地方税財源の拡充こそが、我が国の将来を見据えた抜本改革として進められていくべき

c 財政の持続可能性の確保

(a) 財政再建は避けては通れない課題であり、2025年度の基礎的財政収支の黒字化を目指し、収支改善に向けた更なる取組が不可避

(b) 国民の生活に不可欠な行政サービスの提供に必要な財源を安定的に確保する上では、給付と負担の適正化を図ることが不可欠

(c) 納税者の理解を得るためには、税制及び税務行政に対する信頼確保が不可欠。そうした取組とともに、税負担のあり方について国民的な議論を進めるなど、歳入面からの見直しを行っていくことも必要

d 地方税体系のあり方

(a) 地方自治体が必要なサービスを十分かつ安定的に提供できるよう、社会保障の全体像を見据えた上で、地方税の更なる充実などにより、地方税収の割合を一層高めるとともに、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すべき

(b) 所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税することが望ましい。また、所得課税、消費課税、資産課税を適切に組み合わせ、全体として均衡のとれた税体系を構築することが重要

(c) 法人に課税することで、行政サービスの受益者である域外からの通勤者等に対しても間接的に負担を求められることができる

(イ) 時代の変化に対応した視点

a デジタル経済と税制

(a) 急速に拡大するデジタル貿易に現在の国際課税原則は対応できない

(b) カーシェアリング、民泊、クラウドサービス、デジタルコンテンツの定額配信サービスなど、革新的ビジネスが経済のデジタル化を促している。これにより、経済活動の形が所有から共有へ、所有からサービスの利用へと移行する動きが加速している

(c) フィンテック、ブロックチェーン、5Gのような画期的な情報技術が、社会全体のデジタル化を後押ししている

(d) サイバー空間とフィジカル空間の融合が進む「Society 5.0」の世界で、税制がその変化のスピードに追いつくのは容易ではない。国際課税における取組は、デジタル経済に対応した税制検討の第一歩

(e) 税財源の確保・拡充、適正・公平な課税の実現の観点から、国も地方も「Society 5.0」を見据えた税制の検討を今後も継続していくことが重要

b 税務行政のデジタル化の推進

(a) 「Society 5.0」の世界で税財源を確保・拡充し、適正・公平な課税を実現するには、税制の見直しに加え税務行政のデジタル化が必要

(b) 人口減少と高齢化が進む2040年代を見据え、税務事務に係るシステムをAI等を活用し抜本的に改善することで、限られた税務行政人材を税務調査や資産評価の精度向上の業務に配置することも可能

(c) 税務手続のデジタル化を進め、納税者の利便性の一層の向上を図ることも重要。国と地方が共に適正申告・納税に向けたデジタル環境を整備することで、我が国全体における適正・公平な課税の実現が進む

(d) デジタル化が、地方自治体の自主的・自立的な税務行政の運営や課税自主権の発揮を阻害しないよう留意するとともに、各地方自治体が置かれた個別の状況を十分斟酌する必要がある

c 所得格差に対応した税制

(a) 所得格差は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向け社会保障、教育、労働政策などの総合的な取組が必要

(b) これらの取組に必要な歳出面の充実と併せ、税制においても所得再分配機能を適切に発揮することが求められる

d 税制のグリーン化

環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要

イ デジタル経済と地方税財政制度

(ア) デジタル経済に対応できない国際課税原則

a 現在の国際課税原則の下では、国は国境を越えて活動する企業に対し、営業所や工場のような恒久的施設(PE)がその国になれば課税することができない

- b 一方、インターネットを通じデジタルサービスを提供する企業は、PEなしで直接消費者にアクセスできる
- c 従来型産業の企業の法人税平均実効税率が23.2%であるのに対し、デジタル企業のそれは9.5%と半分以下となっている
- d 税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting) により、全世界で毎年少なくとも1,000億ドルから2,400億ドル (全世界の法人税収の4%~10%) もの法人税収の逸失が生じている

## (イ) OECD及び各国における検討状況

- a OECDは、①利用者参加 (User Participation : 英国案)、②マーケティング無形資産 (Marketing Intangibles : 米国案)、③重要な経済的存在 (インド等新興国案)、の3案に整理し検討
- b 一方、英仏など欧州諸国を中心に、各国が独自に実施する「デジタルサービス税」の導入や検討が広がりつつある

## (ウ) デジタル経済に対応した税制のあり方

## a 国際課税の新ルールについて

- (a) OECDでは国際課税の新ルール策定に向け様々な観点から検討が進められている。制度設計に重要な視点は、市場国への利益配分が市場国同士での課税ベースの奪い合い (ゼロサムゲーム) にならぬよう、各国税収への影響を慎重に見極めることである
- (b) デジタル課税により法人の所得が増加する場合、地方法人課税の課税ベースも拡大。これによる税収の増収分は地方に帰属すると考えられるが、対象法人が国内にPEを持たない場合は、全地方自治体において当該法人に課税できない。PEが存在する場合も、これまでの分割基準を適用することが妥当ではないなどの課題がある
- (c) デジタル課税に伴う地方税増収相当分を国が徴収し、地方に配分する仕組みも考えられる。いずれにしても、デジタル課税の国内帰属が問題となることを踏まえ、国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に、地方へ配分する仕組みを今から検討しておく必要がある

## b DST導入オプションについて

- (a) 我が国がDSTを導入するオプションについても、新ルール策定に向けた議論が国際的な合意形成に至らなかった場合に備え、国民的議論として取り上げ、公開の場で検討を始める必要がある
- (b) 急速に拡大するデジタル経済の中で、暫定措置として、我が国がDST導入の可能性を検討することには合理性がある
- (c) DST実施の場合は、その税収の一定割合を地方交付税原資、地方譲与税とするなど、地方へ配分する仕組みを導入するべき

## ウ 社会経済の変化に対応した所得課税

## (ア) 個人所得課税のあり方

- a 人口構造・社会経済が大きく変化する中で、国民の所得格差が我が国の大きな課題。なかでも、若年層と高齢者層との世代間格差、高齢者層の世代内格差が顕著
- b 個人所得課税の所得再分配機能を強化するため、所得控除方式となっている控除項目について税額控除方式へと移行するべき
- c ライフコースの多様化等の観点を踏まえ、私的年金制度における年金受取と一時金受取の税負担公平化など、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担を確保する制度の構築を目指すべき

## (イ) 金融所得に係る税制のあり方

- a 高所得者層ほど所得に占める金融所得の割合が高く、金融所得の多くは分離課税の対象として累進所得課税よりも相対的に低い税率が適用されていること等により、高所得者層の税負担が低くなっている
- b 所得層間の負担の公平性という観点から、金融所得における分離課税の税率については、主要先進諸国の税率も参考にしつつ、引き上げること検討するべき。ただし、その場合、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮することが必要

## (ウ) 個人住民税の現年課税化

- a 所得課税において、適正・公平な税負担の観点から、所得発生時点と税負担の時点をできるだけ近付けることが望ましい
- b 前年度の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と課税・納税のタイムラグが生じており、納税者の負担感、賦課期日 (1月1日) 前に海外転居となって、前年所得がありながら個人住民税を課税できないなどの問題も内在している

- c 個人住民税の現年課税化に向けては、特別徴収義務者、納税義務者、市町村の事務負担を軽減する仕組みが不可欠。マイナンバーカードの普及、企業のIT化などの状況等を踏まえつつ、企業、市町村等の現場の声を聞きながら、早期実現に向けた検討を進めていくべき

## エ 環境関連税制

### (ア) グリーン化に向けた取組

- a 世界的な環境意識の高まりの中で、環境保全に取り組むことが新たな成長をもたらす道筋ともなり、環境技術水準の向上及びイノベーションを促すことが持続可能な社会の発展につながる
- b 税制の一つの基軸に「環境」を据え、税制のグリーン化を推進していくことが不可欠

### (イ) 「地球温暖化対策のための税」の将来像

- a 諸外国と比較して日本の税率水準は極めて低い。人々の行動・投資を低炭素なオプションに転換させるために、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべき
- b 税収については、幅広い用途に活用できる仕組みとするべき。地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税収を適切に配分するべき

## オ 都市と地方の共存共栄を支える税財政制度

### (ア) あるべき地方税体系の構築に向けて

- a 社会経済が様変わりしていく状況にあっても、国と地方がそれぞれの役割を果たし、国民・住民の将来への不安を取り除き、豊かな社会を実現するべき
- b 我が国財政の健全性が懸念される中において、将来を見据えた、国・地方を通じた税財政制度の見直しは急務。とりわけ、地方税財政制度については、税源が地域に普遍的に存在し、税収が十分かつ安定的に確保できる税体系の構築と、地方交付税制度の機能発揮が重要
- c 時代に合った税制度の見直しを通じて、国・地方の税財源の拡充を図るとともに、国と地方の税源配分を含め、地方税体系の望ましい姿の実現を目指すべき

### (イ) ふるさと納税

「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度であり、抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべき

### (ウ) 地方交付税制度

地方の固有財源である地方交付税について、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、交付税原資となる国税の充実、地方交付税の法定率引上げ等を行うとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映するべき